

## 三重県こども・若者の自殺危機対応チーム事業実施要綱（案）

### （目的）

第1条 こどもが自殺に至る背景や要因は多岐に渡り、自殺未遂歴や自傷行為等、自殺危機を抱える者に対する早期介入及び支援強化は特に重要である。

そのため、三重県（以下「県」という。）は、こども・若者の自殺対策に関し専門的知識及び技術を有する専門家チーム（以下「自殺危機対応チーム」という。）を設置し、こども・若者にとって身近な支援者である学校や市町等、地域の関係機関（以下「地域支援者」という。）に対して、専門的な支援者支援を行うことによって、こども・若者の自殺防止を図ることを目的とする。

### （実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、県とする。運営事務局をこころの健康センターに置く。

ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託して実施できるものとする。

### （自殺危機対応チーム）

第3条 チームは、精神科医、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師・看護師、弁護士、NPO法人、県教育委員会事務局等、多職種のメンバーで構成する。

※ケースや地域の実情・課題に応じて必要なメンバーで構成する。

### （事業内容）

第4条 自殺危機対応チームは、地域支援者に対して、派遣等により次に掲げる業務を行う。なお、学校現場等の対応力向上に還元することも見据えた対応を行う。

- （1）学校等が開催するケース会議において、ケースの見立て（リスクの見極め）や支援方針に関する助言を行う。
- （2）児童生徒や保護者等への適切な声かけや対応方法についての助言、本人の疾患について、家族等へ説明する際の支援を行う。
- （3）必要に応じ、地域の支援機関や医療機関につなぐ。
- （4）派遣結果を検証・評価し、連携会議等で報告する。
- （5）その他こども・若者の自殺防止対策に関することを行う。

### （事業の実施）

第5条 当事業については以下のとおり実施するものとする。

- （1）支援の対象者

以下の状況にあるこども・若者への対応が、地域の支援体制では困難な地域支援者とする。

なお、こども・若者は40歳未満とする。

- ① 自殺未遂歴がある
- ② 自傷行為の経験がある
- ③ 自殺のほのめかしがあり、自殺の可能性を否定できない
- ④ その他専門的な支援の必要性があると判断した場合

## (2) 支援の要請

県立学校は、県教育委員会事務局生徒指導課に支援を要請することができる。県立学校以外は、保健所を経由して、運営事務局に支援を要請することができる。県立学校以外とは、全ての小学校、中学校、国立・私立の高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、及び県内の大学、フリースクール、市町、地域の関係機関等をいう。原則、市・町立等の学校は、まず管轄する市町・市町教育委員会に相談し、本事業の活用を検討する。

## (3) 支援方法の決定

運営事務局及び県教育委員会事務局生徒指導課は事前相談の内容を勘案し、支援にあたるチームメンバーとチーム検討会議を実施するなどして方法を決定する。

## (4) 支援の実施

自殺危機対応チームは、第4条に定めた支援者支援を実施する。その際、自殺危機対応チームの現地への派遣の他、オンラインを活用する等、支援者の要望に配慮し柔軟に調整する。

## (5) 支援結果の報告

自殺危機対応チームは、連携会議において、支援結果を報告する。運営事務局及び県教育委員会事務局生徒指導課は、必要に応じて、地域支援者や自殺危機対応チームに対し、支援結果の報告を求めることができる。

## (連携会議)

第6条 自殺危機対応チームの支援結果の検証等に基づき必要な措置を講ずるため、連携会議を年1回以上開催する。構成メンバーは自殺危機対応チーム、その他運営事務局が必要と認める者とする。連携会議の実施にかかる庶務は、こころの健康センターが行う。

## (その他)

第7条 本実施要綱に定めのない事項については、必要に応じて連携会議において協議し決定する。

附則 この要綱は令和 年 月 日から施行する。